

総 会 議 事 録

令和 3 年 11 月

令和 3 年 11 月 11 日 (木) 開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年11月11日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時25分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、関野 掲司
宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、
吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 久保添 公哉

1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝

9名

欠席 萩野 雅章

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第39号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第4 | 議案第40号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について |
| 日程第5 | 議案第41号 令和3年度農地等の利用に関する施策についての意見書について |

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年11月定例総会を開会いたします。

昨日は、視察研修を実施いたしましたところ、御参加をいただきました委員様におかれまして何かとお忙しい中、御苦労様でした。

短時間ではありましたが、産業経済部長をはじめ市長部局の職員の方、また、委員以外の若手農業者の方の御参加も頂き、有意義な研修が出来たものと考えております。推進会議で報告をお世話になるようですが、今後の活動に活かしていただければ幸いです。

本日もスムーズに議事が進められますよう皆様の御協力をお願いいたします。本日の議事の中に、意見書がありますが、本日の推進会議の内容が大いに関連してきますので、順番を逆にしていただきまして、最初に推進会議から始めていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

〔関野会長〕 酒井代表、よろしく申し上げます。

(農地利用最適化推進会議により中断)

〔関野会長〕 それでは、ただ今から総会の議案審査に入ります。本日の出席者は24名中22名です。欠席は久保添委員、荻野委員の2名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。宮崎健治委員、宮崎正之委員をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第38号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。農地の所在は大字須津小字吉祥※※番ほか6筆です、登記地目は田が6筆、畑が1筆、面積は合計で※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は農地付き空き家制度により※※から転入され、現在は※※にお住まいの※※様です。なお、先月の議案第35号で御審議を賜りました、農地付き空き家制度に係る別段面積及び区域指定の農地と同じ農地でございます。譲渡人の申請

事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、空き家と農地を譲受け営農を開始するためです。

次に裏面の4頁をお願いします。2番です、農地の所在は大字石浦小字川尻※※番ほか2筆、登記地目は田が2筆、畑が1筆、面積は合計で※※㎡です。譲渡人は石浦にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的場所につきましては、5頁に地図を添付しております。上側の地図からお願いします。1番の須津の案件となっております。先月の別段面積等の指定と同じ場所になりますが、いずれの農地も須津彦神社の周辺となっております。左上の黒い塗りつぶしの印が登録の空き家となっております。

次に下段ですが、2番の石浦の案件となっております。国道178号線から下石浦集落へ入る市道を進んだ所となっております。

次の6頁をお願いします。現地の写真を添付しております。1番の須津の案件となっております。上が空き家側から見た畑、その下が須津彦神社側から見た田、3枚目が一番山側の農地になります、いずれの農地も近年は耕作されておらず雑草が群生しておりましたが、上2枚の写真の農地、住宅に隣接した農地ですが、ここは譲受人が草刈りをされたということでした。6頁一番下の写真になりますが、この農地は最近まで近所の方が耕作されていたということです。

次に7頁上の写真になりますが点線の奥と手前の2筆となります。手前は境界は定かではありませんが、舗装された道の部分も少しかかっております。こちらも近年は作付けされておらず、近所の方が馬を放されているとのことでした。

次の2番目から下の3枚の写真ですが2番の石浦の案件になります。いずれの農地もみかんが栽培されております。譲受人はこのみかんの木を譲り受け自分で栽培したいということが、申請の動機となったそうです。

次に8頁と裏面の9頁にかけて許可申請に係る調査書を添付しております。最初に8頁の1番の案件についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人は今回初めて農地を取得し農業を始められるということで、農業は経験はありませんが、知人に専業農家の方がおられ、この方から指導を受けながら夫婦で農業経営を進めていきたいとのことで、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。

なお、先日の農地パトロールにおきまして住宅に隣接する申請農地にドッグランのメッシュ柵が設置されておりましたが、当事者に確認したところ、みかん、オリーブの果樹や、ぶどう、キウイの日よけ用に利用される果樹の柵を作付けする予定で、その周囲に獣害防護柵と兼ねてドッグランのメッシュ柵を設置し、果

樹園兼くつろげる裏庭として利用を考えているとのことでした。

第2項第5号の下限面積につきましては、空き家に付随した農地の別段面積取扱の規定により0.01a、1㎡となりまして、申請農地の面積は※※aであり基準を超えることとなっております。

その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、去る10月29日、地区担当の松本委員、糸井推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、申請農地は一部を除いてほとんどが近年耕作されていない農地でありますので、農業を再開されるに当たって周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

また、農業とは直接関係ありませんが、地域の調和という点で、譲受人は大型犬を3頭飼っておられるということで近所への迷惑も懸念されますが、転入されて2か月程になりますが犬の無駄吠えもなく、今の時点では特に問題はないように聞いております。

次に裏面の9頁です、2番の石浦の案件についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人は宮津市内には農地を所有しておられませんが、福知山市で農業をされており、福知山市農業委員会に確認したところ、耕作が困難な場所は保全管理をするなどしているが、全ての農地を適正に管理されているとのことでした。譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。

第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aあり基準を超えることとなっております。

その下の第2項第7号の地域の調和については、去る10月27日、本来は栗田地区担当ですが代理で宮崎健二委員、平野推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は農業経験が豊富で申請農地を現状のまま引継ぐ予定であることから今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第38号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。1番は松本委員、2番は由良の山田委員の代理でお世話になりました宮崎健治委員から報告をお願いいたします。最初に、松本委員からお願いいたします。

〔松本委員〕 先月10月29日、糸井推進委員、事務局2名と私の4名で現地確認を行いました。譲受人は既に空き家に転居し、耕作に向けて準備を進めているよう

でした。自前のトラクターも利用しているようでした。なお、事務局の説明にもありましたが、農地の一部にドッグランを設置しているところもありましたが、果樹の植樹と併用し、獣害対策の一環として犬を放したいとのことでした。経過を観察していきたいと考えております。

申請の農地につきましては、写真のとおりほとんどが長く耕作されていない土地ですので、譲り受けて耕作を再開してもらえるのはありがたいと思います。譲受人たちは農業の経験はないようですが、知人からの指導も受けられるということで、お話からも熱意を感じられますので、許可について問題はないようです。以上です。

〔宮崎健治委員〕 先月に続きまして、由良地区担当の山田委員さんの代理で私、宮崎が2番の案件について現地確認を行いましたので報告させていただきます。

去る10月29日、平野推進委員、事務局の職員2名と私の計4名で現地を確認いたしました。現地は資料にあります写真のとおりみかんが植樹され保全管理されておりました。譲受人の方は、福知山市内で農地を一定以上耕作されている方だとお見受けしており、この農地をみかんの樹も含めて譲り受け、現在の状況・状態のまま継続して営農されたいということですので、許可については問題ないかなと思われました。以上のとおりです。

〔関野会長〕 それではこれより議案第38号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第38号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第38号については承認とします。次に、日程3、議案第39号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 10頁をお願いします。議案第39号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字須津小字赤道※※番ほか4筆、登記地目は畑が1筆、田が4筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住いの※※様です。なお、この土地の所有者の※※様は先ほど議案第38号で御審議いただきました、1番の須津の農地の譲渡人で、空き家を売却する機会に、市内に所有する全ての土地を整理するために申請されたとのことです。この土地につきましても先程の3条申請の譲受人である※※様が受け入れられる予定となっております。非農地の事由につきましては平成13年頃から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字中野小字煤毛※※番ほか3筆、登記地目は田が1筆、畑が3筆、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。

次に裏面の11頁をお願いします。3番になります。土地の所在につきましては大字外側※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては平成10年6月23日から耕作していないということです。

具体的場所につきましては、12頁及び裏面の13頁に地図を添付しております。初めに12頁をお願いします。2枚とも1番の須津地区の地図となっております。上が須津※※となっております。位置的にはタヶ丘団地の山側、市道より少し入った所となっております。次に、下の地図ですが、左端に宮川と記載してあります。付近が須津彦神社の山手に位置します。そこから山側に向かって市道を進んだ所になります。

次に裏面の13頁をお願いします。上が2番の中野の案件になります。国道沿いの府中子ども園の隣になります。その下が3番の外側の案件です。宮津小学校の隣となっております。

次に14頁から16頁に現地写真を添付しております。初めに14頁をお願いします。4枚とも1番の須津の案件で浄水場の先の農地になります。いずれも写真のとおり山林原野となっております。次の15頁をお願いします。上が先程の1番の須津の案件の続きです。タヶ丘団地の山手の写真になります、こちらも写真のとおり山林原野となっております。

その下の2番目の写真をお願いします。2番の中野の写真になります。永年進入路として利用されております。その下の写真ですが、こちらも中野の写真になります。最近草刈りをされたとのことです。その前は背高泡立草が群生しており、今後も耕作する予定はないとのことです。次の16頁をお願いします。上が先ほどの続きで2番の中野になります。こちらにつきましても、永年駐車場として利用されております。

その下が3番の外側の案件になります。宮津小学校のすぐ隣の空き地になります。写真のとおり放棄地となり背高泡立草が群生している状態となっております。議案第39号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は松本委員、2番は吉田雅典委員、3番は今中委員から報告をお願いします。最初に、松本委員からお願いします。

〔松本委員〕 先月10月29日に、糸井推進委員、事務局2名と私の4名で現地確認を行いました。先程の事務局の説明のとおり、いずれの土地も長年耕作されておらず、農地としての確認も困難なほど山林原野化が進んでおりました。農地として利用することは難しいと思われますので、非農地も仕方ないと判断しました。

〔吉田雅典委員〕 先月10月29日に、事務局2名と私の3名で現地確認を行いました。写真で見ていただけて分かるように、国道沿いの所ですけども、既に駐車場として利用されていることから、非農地とするのもやぶさかではないというふうに感じました。

〔今中委員〕 11月2日に事務局2名と私の3名で現地確認をさせていただきました。場所は小学校の裏側になっていまして、平成10年から耕作していないとなっておりますけど、もっと以前から荒れていたと思いますし、非農地はしょうがないかなと感じております。以上です。

〔関野会長〕 それでは、これより議案第39号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔宮前委員〕 中野の案件ですが、駐車場で利用されていると思いますが、明らかに無断転用なんですね。これについてどう思いますか。

〔小西事務局長〕 はい。実態としては無断転用ですので、これを見逃してしまったというのが実態ですけど、もうこれは10年以上前からこのような状況があったということで伺っておりまして、現時点においては非農地ということで、実態に合わせた対応にならざるを得ないかなと感じております。他の委員さんもこういった勝手に農地が違うものになっているということがありましたら、それは無断転用ということになりますのでまた御報告いただきたいと思います。これは

時間が経過しておりまして、致し方がないかなというふうに思っております。

〔宮前委員〕　そこで、明らかに無断転用と分かっておられると思うので、始末書なり顛末書を用意させるべきだというふうに思います。それを条件にしたほうが良いかなと思いませんか。

〔小西事務局長〕　すみません。それを言い出しますと他の建物が建っていたとかいったものがたくさんございまして、非常にここだけに対して非農地としての始末書を求めるというのはなかなか難しいのではないかなと思いますが、一定そういった基準も必要ではないかなというふうには思っていますので、他市の事例なんかも参考にはさせていただきたいと思えますけれども、現時点でこれまで認めてきた物件とかと変わりはないです。最近起こったことでありますと、これは無断転用ですけども、従前からということございまして、農業委員会側としても見逃してしまっただころもあるのかなと思っております。始末書を求めるというのは難しいかなと思いますが、いかがでしょうか。

〔宮前委員〕　私が言うことではないので。議事の進行とか。でもやっぱりその、顛末書を提出すべきと思う人がおられるようでしたら全員がすべきですし、不要という意見があるようでしたら不要で良いかと思えます。決めてやってください。

〔関野会長〕　いかがいたしましょう。皆さんの御意見を求めます。

〔細井委員〕　今、顛末書の話が出ました。始末書、顛末書の話が出てますが、無断転用という話であれば、事務局の説明によりますと過去からこういう事例はあると、一定の整理をしなければならぬと。無断転用の事例は当然あってそういう話にはなっていると推察をしますが、ここは他市の状況等を踏まえて宮津市農業委員会として、今後どの時点で、遡るのであればどの時点まで遡るのか。無断転用の、私はそここのところ知識がないので申し訳ないですが、今後の年数、先程少し出しましたけれども、新しいものであれば無断転用だという事務局の話がありました。じゃあその新しい部分、古い部分、ここの境目をどうするのか。そういった一定のところをまとめた上で、先程の宮前委員が言われました、議長に進行上こういったことでやっていただきたいというお話であります。私はその辺りを整理して審議をしたらいいんじゃないかなというふうに思慮いたします。

〔関野会長〕　その結果を踏まえてからの決定ということですか。

〔細井委員〕 私はそのように思います。

〔瀬戸委員〕 僕も同じようなことなんだけど、そこに至った色々な背景がある。事由が色々と、議案によって色々違うので一律に始末書を書けとか、いやここからは不要ですとか、ここで協議してどちらかに決めてしまうのもどうしようもないんで、そこをきちんと事務局で調べてもらって、悪質な場合については当然始末書があるだろうし、うっかりしてという事例があったなら、まあ、きちんと指導したらいいだろうし、その辺の判断を事務局に預けるしかないかなと。

〔関野会長〕 いかがでしょうか。

〔酒井委員〕 非農地証明というのは、概ね8年から10年を基準に判断されるんじゃないんですかね。だから、見逃しとったと言うとそれまでなんですが、その8年とか10年とか聞いておるその年数が一つの判断基準になるのかなと。3条なり取得した農地がそのまま利用されずにそれが駐車場になったりというようなところも見たり聞いたりします。そういうのは明らかに、何年経つとろうといかの、それでも8年か10年なんだろうなあと疑問は残るんですけども、非農地証明自体がそういうものだというふうに聞いておるんですけども。それが判断基準になるのなあとは思うんですけども。事務局はどうですか。

〔細井委員〕 先にごめんなさい。「たら」「れば」の話は、本来あり得ない話であって、ましてや農業委員会で「であってであろう」それから「こういった経緯でこうなってるであろう」みたいな話を協議する委員会じゃないので、そのところは明らかにするべきであって、「たら」「れば」の話は、私は1年と数か月ここでこうやって座らせていただいて、皆さんの意見を聞かせていただいておりますが、「たら」「れば」っていうのはあくまでもないよという話。これは法に基づいた話だと。抵触するのであれば抵触する、法には白黒しかない、グレーはないと。そのところだけは認識が少し甘いんじゃないかなという勝手な思いをしております。

〔小西事務局長〕 非農地申請自体が明確な根拠がない中で農業委員会で「農地性がない」と認めて判断をしているものになっております。転用の関係と照らし合わせてみたときに、違法転用ということになると5条転用の申請があつて然るべきだったんじゃないかという話になるんですけども、その時限については昭和の頃からなされていないということでございまして、今回のこの案件についてはこれまでの従前の取扱いの中で御判断をいただくのが事務局としてはありがたい訳です

けれども、今後のことを考えて先程もありましたように違法転用性があるかないという辺りはしっかりと確認をさせていただく。それで他の始末書の事例も確認させていただく。そういった形で進めさせていただけないかなと思うんですが、今の段階でこれに始末書を付けるルールがないという中で保留した場合に、他の案件は全て認めたのにこれはどうなんだという話もございますので、一定、状況を調べさせていただきたいというふうには思いますが、今段階でこれについては、従前のおり御審議いただいた上で御可決いただけないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

〔細井委員〕 では、今回は従前のおりということにします。じゃあ来月からはどうされる御予定ですか。

〔小西事務局長〕 はい。その他の市町の状況も確認し、また違法転用となりますとそちらの方の転用の部分に係って、どういった判断で違法転用と認めていくのかという辺りが必要となりますので、そこも併せて確認をした上で御報告をまずはさせていただいて、案件の審査に入らせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔細井委員〕 じゃあ、近隣の他市の状況を踏まえて、また勘案してという話なんです。法的な話、非農地の話は分かりました、そのようにしていただければと私は思います。

〔関野会長〕 他にございますか。それでは、具体的にどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。承認という形でよろしいですか。

〔吉田雅典委員〕 今出た意見がありますので、ちょっと整理させていただいて、そしてよろしいかという判断になると思うんです、御見頂かないと、どれをもってよろしいかということが分かりにくいので、ちょっと整理させていただいてよろしいですか。

〔関野会長〕 ですから、今回は事務局としては承認します、してはどうかという御意見なんです、極力今はっきりとして基準が、認識がないので、それが先程酒井委員が言われたように、8年か10年以上という目安があるのではないかと言われましたが、ある程度決めた上で次回は進めていくという形で、今回までは承認してはどうかという意見ですが、いかがでしょう。

〔宮前委員〕 増田現地推進役さんの御助言をいただきたい。

〔関野会長〕 増田現地推進役お願いします。

〔増田現地推進役〕 助言というか。できる状況であれば委員会で決めてもらうことが本来だと思うんですけども、一つだけ、今いるんで言いますと、宮津市の農業委員会では、まだやられてませんが非農地証明と非農地判断との関係で整理をしていくということになって、京都府農業会議は非農地証明というのはサービス業務であって、非農地判断の方に一本化して整理すべきではないかという意見も出ております。そこらへんで許していただけますか。

もう一つですけど、すみません。京丹後市は両方やっています。ところが考えてもらったら分かるんですけど、一方では農業委員会が推進委員さん委員さんが事務局と一緒に現地確認して非農地判断しとるんです。すごい数が出てきます。一方では、3条申請をしたときに非農地を持っていた場合、非農地証明を出せという指導もしておるんですね。そこら辺の整合性ってどうなんかなあというのは、私もありますし、これは農業委員会で話をさせていただいたほうがいいんとかうかなあと思ってます。京丹後市では両方やっていますので、それがいいのかどうかというのはちょっとクエスチョンな部分もありながらそうっております。

〔瀬戸委員〕 非農地証明という点については、先の地元の方から説明があったし、それについては僕も賛成するんですけど、たださっき後の取扱い、始末書がどうのこうのというのがあって、それが僕もよく後から叱られるんで、とりあえず今日提案があった非農地証明については、それについては了解したということで、後の取扱いは委員会でもう少し協議してもらって次回にでも整理しておいてもらったらいいと思います。

〔関野会長〕 他の非農地も確認を取り、ある程度の基準を設けた上で次回以降は、はっきりとした方針を決めるということで、今回は承認するという事によろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第39号については承認といたします。次に、日程4、議案第40号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 17頁をお願いします。議案第40号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。貸手と借手が直接利用権設定を行う貸借の一覧になります。1件ございます。

土地の所有者は※※の※※様でしたが、亡くなられているため相続人の※※様からの申請となっております。借受人は※※にお住まいの※※様で、オリーブを栽培される予定です。

貸借期間につきましては10年の届出となっておりますが貸借の終期を4月14日に統一しているため、貸借期間が7か月短くなっており9年5か月となっております。なお、今回の利用権設定に係る広告日につきましては、11月19日となっております。

議案第40号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 それではこれより議案第40号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

（意見なし）

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第40号については決定することとしてよろしいでしょうか。

（委員の賛成）

〔関野会長〕 それでは議案第40号については決定といたします。次に、日程5、議案第41号「令和3年度農地等の利用に関する施策についての意見書について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼します。去る10月12日、それから11月4日に建議等専門委員会を石田委員長の下、お世話になりまして、それを踏まえてこの意見書案を作成させていただきました。また、この間で先ほどございましたように、若手農業者の意見交換会、それから農業学校の視察ですとか、また昨日の視察研修なり推進会議なり踏まえさせていただいて、それをまとめさせていただいたということになってございます。こちらの資料の方なのですが、参考資料ということで、ホチキス止めになっているかと思いますが、最後の方に、令和2年度のものとの変更点をアンダーラインで示させていただいております。

今年度の意見書の方の大きな変更点ということでいきますと、まず重点項目と

ということで、2点記載をさせていただいております。1点は先程にもございますが、農業がしっかりとしたビジネスとして営み続けるための戦略プランの策定ということで、宮津市の農業振興をどういった方向に向かっていくのかというのをしっかりと明示してほしいということが1点ございましたのと、有害鳥獣対策はどここの話合いでも話題になっておりまして、これをもう限りなくゼロに近づけるということで、この分については早急に、また対策を強化してほしいということで、重点項目として入れさせていただいております。

大きな見出しの柱の1番から5番までございますが、これについては昨年度と変更なしということでございますが、順番を、優先順位といいますか、有害鳥獣の方を最初にもってこさせていただいたということでございます。有害鳥獣については昨年と同様になってございますが、今の産地づくりの関係でございすけれども、この委員会の中でも、色んな支援があるけれども、2番の(1)のところでございますが、それぞれの支援を、支援したら終わりとかじゃなくて、段階に応じた継続的な支援をしてほしいということで、継続的な形での支援ということで入れさせていただいております。また、2番の(4)のところ、集荷体制といったところ、昨年まごころ市で何か集荷体制ができないかということだったんですが、それではなくて民間事業者主体で何か考えていただきたいということで、その文言を削らせていただいております。それから、(5)、(6)の関係は、先程の「みどりの食料システム戦略」の関係もございますが、有機農業の関係と、それから環境に負荷をかけない農産物づくりということで記載をさせていただいております。また、(3)の営農継続に向けた担い手対策については、これも話合いの中で出ておりますが、1年でも長く今の農家の方が継続して農業をしていただけるような形ということで、こちらの部分を加えさせていただいたのが3番の(1)のところでございます。それから、新たな組織化とか、そういった個人が何人かでそういった営農組織を立ち上げられたりといったところについても、柔軟な支援をしてほしいというのが意見としてございましたので入れさせていただいております。

それから、令和2年度では3の(4)ということで、担い手の関係の認定農業者とか新規就農とかを入れさせていただいているんですが、多様な担い手ということで(1)のところにまとめさせていただいたということで記載を改めております。それから若者の視点ということで、(4)のところ若者ファーストで若者が営農しやすいような環境整備ということを入れさせていただいております。それから農福連携ということでございまして(6)ですけれども、農福連携の記載や副業人材の推進といったところを入れさせていただいております。また、(9)の後継者へのバトンタッチ、事業承継の支援といったところも入れさせていただいております。また、(12)のところのスマート農業の機械の購入というところで、これにつ

いても、「スマート農業」だけでなく具体的な機械の購入の支援ということで文言を入れさせていただいております。(13)生産・流通を中心としたJA京都との連携ということで、もっと農協を利用したほうが良いんじゃないかといったところも御意見としてございましたので、加えさせていただいております。最後、(5)の方なんですけども、デジタル化の関係、来年度、委員の皆さんにタブレットを半分くらい配付できるんじゃないかというようなところで、農業会議からございまして、今はデジタル化ということで、地図の方もデジタル化にしていこうと思いますので、こういったところでの御支援ということで記載をさせていただいております。

全て、個々具体の個別のところでも漏れている部分もあるのかなというふうには思いますが、その部分については、議事録等も確認をさせていただいております。また、四役さんには口頭での意見もたくさん出していただけたらというふうに思っておりますので、こういった形で本年度の意見書をまとめさせていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。私からは以上でございます。

〔関野会長〕 それではこれより議案第41号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

〔小山委員〕 3の(1)の「多様な担い手」の「多用」の字が誤っています。

〔小西事務局長〕 はい。ありがとうございます。訂正をさせていただきます。

〔瀬戸委員〕 要望書はどのように提出されるんですか。

〔関野会長〕 どのようにとは。

〔瀬戸委員〕 提出日とか。もしくは提出する場があるんですか。

〔関野会長〕 15日の月曜日に午後1時半から、市長以下産業経済部と意見交換をします。その時に提出します。他に御意見ございますか。

〔宮前委員〕 建議委員会でも言うたんですけども、今年は米の価格が非常に安くなっておりまして厳しい状況でございます。建議の中では具体的な内容の記述がないんですけども、市長の前でははっきりと米価が低いと、そういったところでも支援策を要望していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

〔関野会長〕 建議委員会でもお聞きしましたので、間違いなく、市長には私と酒井委員の方でお伝えをさせていただくようにします。

〔宮前委員〕 間違いなくお願いします。

〔和久田委員〕 今の米価で言われてましたけれども、もっと肥料の高騰とか資材に回しとってガソリンとかが上がっているんで、それでも野菜の値段とかは一定だし、米は下がるとるし、ほんで肥料等自体がどんどんと上がっていく状況で、ほんまハウスにでも何でも資材が上がっていったら負担になんで、そういうところもお願いします。

〔酒井委員〕 値段が下がるとるな。

〔和久田委員〕 何が。

〔酒井委員〕 野菜の値段が。

〔和久田委員〕 そうだわ。下がってくでしょ。下がるさかいに、コロナ禍で下がったところにもう一つ輪をかけて下がるとるさかい、そんなんで大変なのに、それも言うんだったら資材も言うてもらって。農業機材といっても農地が飛び渡って全然使いもんにならへんしなあ。もうちょっと考えてもらわんと。

〔細井委員〕 よう分かるんですけどねえ。どうしようもないとこだねえ。

〔和久田委員〕 農業してくれいうたって、どう言うたらいいん。農業に若手をさせるんだったら、もっと農地を使いやすい農地にしてもらわんと、栗田のところで荒れとる所とかある。まあ、吉田さんの行つとる日置とか上宮津は広いでええかもしれんけど、もっと狭いような、小さい農地をもっと大きくしてもらって若者に「ここで農業してくれ」って言えるような農地を作ってくれんと、道は狭いわ機械は入らへんわ、農地は小さくて草刈りばかりせんなんわでは、誰も農業の担い手にならない。そういうところから直してもらわんと。ちょっと直してくれたら金がないない言うて一つも農林にもっていかれへんし。もうちょっとそういうところもしてもらわんと、農業せえせえ言うたってできる状況じゃないと思う。

〔関野会長〕 条件のとおりようにですね。

〔和久田委員〕 はい。

〔関野会長〕 これも間違いなく伝えさせていただいて、他にございますか。

〔吉田雅典委員〕 まんべんなく説明を報告してくるというよりは、できるだけ今回重点的にするところについては丁寧な説明というのか、そういうことをしないと。これほとんど去年と、まあ文書の違いみたいなもので、あんま大きな変化がない。だから、「なんだ去年と一緒か」というような思いで受けられるのが心外なので、そこはもう少し、ここはこうやって見てるんですよ。上に重点項目はあるんだけど、内容としては文書的にはそんなに変わらないので、やはりそこをどうやってきたということと、更に1年経っても同じではなく、そこから予算を付けていただいて、そこからやっぱり2年3年かけて実質的な形で次に行くことになると。やはりその辺の部分、申し訳ないんですけども和久田委員のようにパッと書いていただくように、そういう重要なところを強調していただければと。

〔瀬戸委員〕 重点に絞ったほうが良いというより具体的な回答を引き出すというのか、対策をこう講じてもらえるような、要はセレモニー的なやりとりでは現実的ではないので。この年度、じゃあこうしてみようという回答が引き出せるまで得られるまで、今回の話合いじゃ無理でもやっぱり継続して要望をしていくということだと思います、継続して具体的な回答が引き出せるようお願いします。

〔石田委員〕 獣害の対策についても、宮津市の状況、担い手、いわゆる耕作者の状況が非常に厳しい中で耕作をしておられる。10分の10の要件に該当するような状況でない。いわゆる一人で農地を守っている。そこへ利益者3名と言われても、なかなかできない。一応飛び地でOKですよということは言っておられますけど、それができない場合には、いわゆる高齢化というか、条件が厳しいところには、特例的なものを認めていくようにしないと。やっぱり山間地の農地というのは下流に対する水量制限とかいう抑制にも貢献していく部分があるので。やっぱり守れるような柔軟な対応をとりますか、いわゆる農家を耕作する意欲のある人を守っていくことが大事なんどちがうかなと思いますので。その辺のところも厳しく追及をしていただいて。やっぱり国もそういったことを考えな、状況に応じた補助が必要だと思うのでそういうところを国も認めて市の職員も「ハイハイ分かりました。」いうて対応してもらえるような体制にもっていけるように、市長から府の方へ、国の方へという段取りで早急に今すぐせなあかんことだと思いますので、その点、お願いしたいと思います。

〔今中委員〕 昨年の建議で市長さんにお話しさせていただいたんですけど、多分皆さんが思っておられる以上に意見を聞いてもらっているかなあという思いがすごくありますし、有害鳥獣のことについても1年ではなかなか解決できないことですけど、やっぱり市とかと連携してもっと具体的に新しいことも取り入れてもらいながらやっていただけるように要望していきたいと思えますし、私は、若手農業者を支援してほしいということを使ったんですけど、それは第一歩としては事務局長に頑張ってもらって、あとは若い人たちが横のつながりもできて良かったみたいな話も聞いてますし、少しずつしか見えないかもしれないですけど、多分、市の方は今まで以上に聞く耳を持ってもらっているかなあと思うんで、関野会長を筆頭として一生懸命頑張らせていただきますので、よろしくお願ひします。

〔関野会長〕 まあ、具体的な回答をもらってこいということで。その場では具体的な回答は得られないとは思いますが、とにかく皆さんの意見はお伝えします。他にございますか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようでしたら、議案第41号については11月15日に市長と意見交換することといたしますので、またその際に結果を報告させていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 掲司

委 員 宮崎 健治

委 員 宮崎 正之

記 録 者 小西 正樹

